

令和2年度

国民健康保険事業費納付金等

秋の試算(仮算定)について

国保事業費納付金の算定(一般被保険者分)

○国保事業費納付金とは

県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村に納付を求めるもの(市町村が徴収した保険料を県に納めるイメージ)。

○国保事業費納付金の算定(配分)方法

○基本的な考え方

国保事業費納付金は、本県の保険給付費見込額から公費等(歳入・歳出)の見込額を加算、減算し、各市町村の医療費水準、所得水準に応じて配分する。

[医療費水準]

○医療費水準に応じた保険料負担とするためまた、医療費適正化などの保険者機能が発揮されやすいよう、市町村ごとの医療費水準を全て反映する(医療費指数反映係数 $\alpha=1$)。

[所得水準]

○負担能力に応じた負担とするため、全国と比較した当県の1人あたりの所得水準を反映する。
(国が都道府県に対して示す所得係数 β)

被保険者数の推計について

○推計方法

平成30年度から令和元年度8月までの実績を基礎として、前年度からの伸び率を用いて推計を行った。(国の示す推計表を活用)

○被保険者数の推計結果(秋の試算)

	R2年度 (推計)	H30年度 (実績)	伸び率 (単年度)
被保険者数(人)	662, 513	720, 477	△28,982人 △4.11%

〔(参考)被保険者数の推移〕

	被保険者数 (一般・年度平均)	伸び率
H25	848,353	△ 1.30
H26	833,025	△ 1.81
H27	814,240	△ 2.26
H28	787,837	△ 3.24
H29	749,619	△ 4.85
H30	720,477	△ 3.89

保険給付費の推計について

○近年の被保険者数の急激な減少傾向を反映できるよう、

「1人当たりの診療費×被保険者数(推計)×給付率」により推計した。

(国の示す推計表を活用)

○また、1人当たりの診療費は、直近1年前から直近月(令和元年6月)までの1年間分の実績を基礎とし、伸び率は、過去2年間の伸び率を用いた。

○保険給付費の推計結果(秋の試算)

	R2年度(推計)	H30年度(実績)	伸び率(単年度)	
総額(億円)	1,842億円	1,910億円	△34億円	△1.80%
1人あたり(円)	278,026円	265,104円	+6,461円	+2.41%

〔(参考)保険給付費の推移〕

	総額		1人あたり	
	給付費(億円)	伸び率	給付費(円)	伸び率
H25	1,906	1.55	224,626	2.83
H26	1,937	1.63	232,566	3.53
H27	2,008	3.67	246,654	6.06
H28	1,999	△0.45	253,671	2.84
H29	1,946	△2.65	259,642	2.35
H30	1,910	△1.85	265,104	2.10

平成30年度決算剰余金の活用

○平成30年度決算剰余金について

平成30年度決算剰余金については、約140億円生じた。

この剰余金については、国保事業費納付金の負担縮減等に活用する。

○平成30年度決算剰余金の活用方法

活用方法	活用額	備考
①国庫支出返還金等の財源	約34億円	療養給付費等負担金(国)の返還金の財源
②医療費増嵩等への備え	約30億円	普通交付金財源として留保
③納付金負担の軽減(一般被保険者分)	約70億円	令和2年度・3年度の2年間で活用(各年度35億円)
④市町村への返還(退職被保険者分)	約6億円	退職被保険者等分に係る納付金の余剰分を返還
合計	約140億円	

令和2年度国民健康保険事業費納付金等算定(秋の試算)結果の概要

【注意】 試算結果は、国から示された仮係数に基づき試算したものです。
 仮係数は、不確定要素を含む予算編成上の参考値であり、この試算結果は、今後12月末に
 国から示される確定係数に基づき再度算定を行うため、変動することが予定されています。

○ 国民健康保険事業費納付金の算定結果について(一般被保険者分)

被保険者の保険料負担に最も大きな影響のある令和2年度の国民健康保険事業費納付金は736億円となり、令和元年度と比べて県総額で128億円の減、1人当たりで13,108円の減となりました。
 また、平成30年度決算剰余金のうち35億円を活用し、納付金の負担軽減を図った。

○ 納付金試算結果

区分		R2年度	R元年度	H30年度
総額		736億円	864億円	963億円
1人当たりの額		111,056円	124,164円	130,894円
比較	総額	△128億円 (△14.81%)	△99億円 (△10.28%)	—
	1人当たり	△13,108円 (△10.56%)	△6,730円 (△5.14%)	—

【減少の主な要因】

- ①保険給付費推計値の減
△78億円(61.0%)
 - ②年度間調整
△35億円(27.3%)
 - ③公費の増・減
△15億円(11.7%)
-
- 合計 △128億円

○ 激変緩和措置について

市町村との協議を踏まえ、納付金の仕組み導入に伴う保険料の急激な負担増化を回避するため、県の法定公費など約37億円を活用した激変緩和措置を実施している。

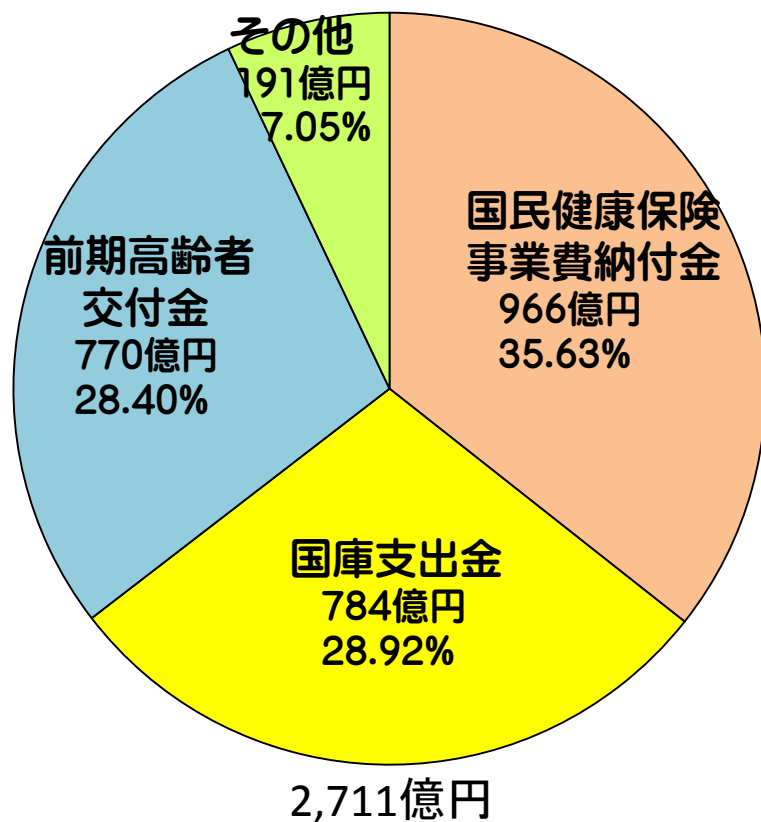
令和2年度
国民健康保険事業費納付金等
秋の試算(仮算定)
参考資料

茨城県国民健康保険特別会計 平成30年度決算額の概要

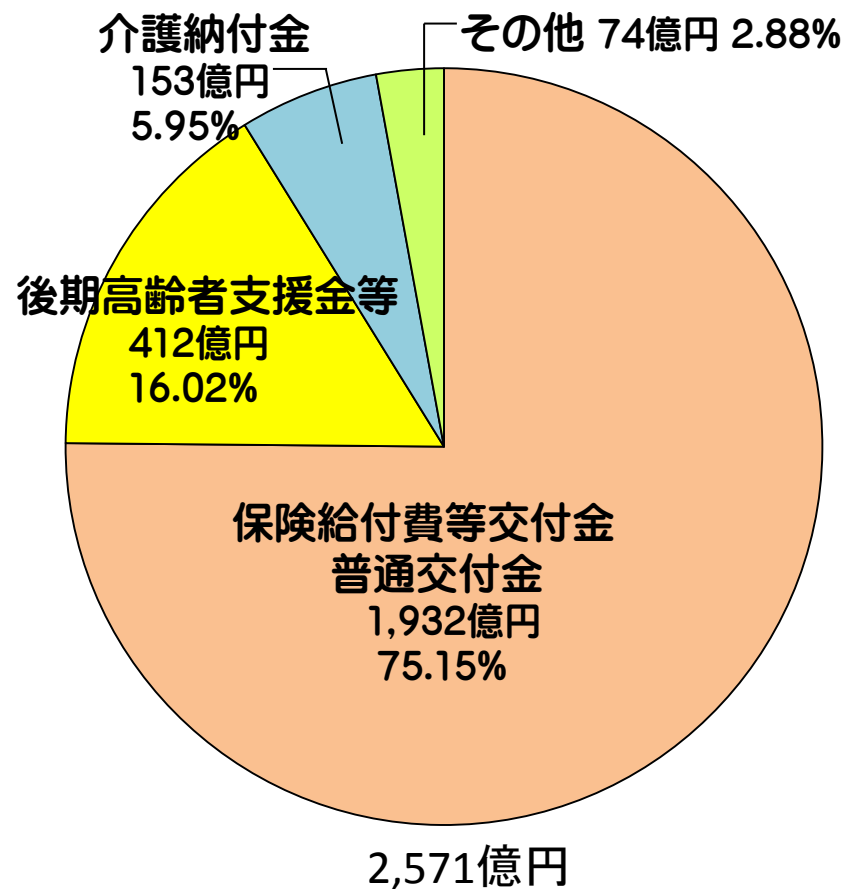
参考

○平成30年度の決算見込額(速報値)は、歳入が2,711億円で、歳出が2,571億円となり、歳入から歳出を引いた形式収支は、140億円の黒字となった。

歳 入



歳 出



茨城県国民健康保険特別会計 平成30年度決算額

参考

○歳入

(単位:千円)

科目		決算額	当初予算額	決算 - 予算	対予算比 (%)	
負担金	国民健康保険事業費納付金	96,621,277	96,621,277	0	100.0	
国庫支出金	療養給付費等負担金	54,761,670	56,572,020	△ 1,810,350	96.7	
	高額医療費負担金	1,996,247	2,003,950	△ 7,703	99.6	
	特別高額医療費共同事業負担金	117,729	121,594	△ 3,865	96.8	
	特定健康診査等負担金	337,485	414,933	△ 77,448	81.3	
	普通調整交付金	15,665,624	15,667,034	△ 1,410	99.9	
	特別調整交付金	3,357,096	3,019,035	338,061	111.1	
	保険者努力支援制度交付金	1,403,821	1,404,419	△ 598	99.9	
	財政安定化基金補助金	750,014	769,200	△ 19,186	97.5	
	計	78,389,686	79,972,185	△ 1,582,499	98.0	
療養給付費等交付金		1,517,703	1,189,381	328,322	127.6	
前期高齢者交付金		76,983,420	76,930,460	52,960	100.0	
特別高額医療費共同事業交付金		181,836	223,115	△ 41,279	81.4	
繰入金	他会計 繰入金	都道府県繰入金	14,483,565	16,269,482	△ 1,785,917	89.0
		高額医療費負担金繰入金	1,996,247	2,003,950	△ 7,703	99.6
		特定健康診査等負担金繰入金	331,288	414,933	△ 83,645	79.8
		職員給与費等繰入金	59,208	72,409	△ 13,467	81.4
		その他一般会計繰入金	4,041	4,486	△ 179	96.0
		計	16,874,349	18,765,260	△ 1,890,911	89.9
	基金 繰入金	財政安定化基金繰入金	0	200	△ 200	0.0
		特例基金繰入金	586,579	585,712	867	100.1
		計	586,579	585,912	667	100.1
計	17,460,928	19,351,172	△ 1,890,244	90.2		
その他の収入		17,274	14,390	2,884	120.0	
計		271,172,124	274,301,980	△ 3,129,856	98.8	

茨城県国民健康保険特別会計 平成30年度決算額

参考

○歳出

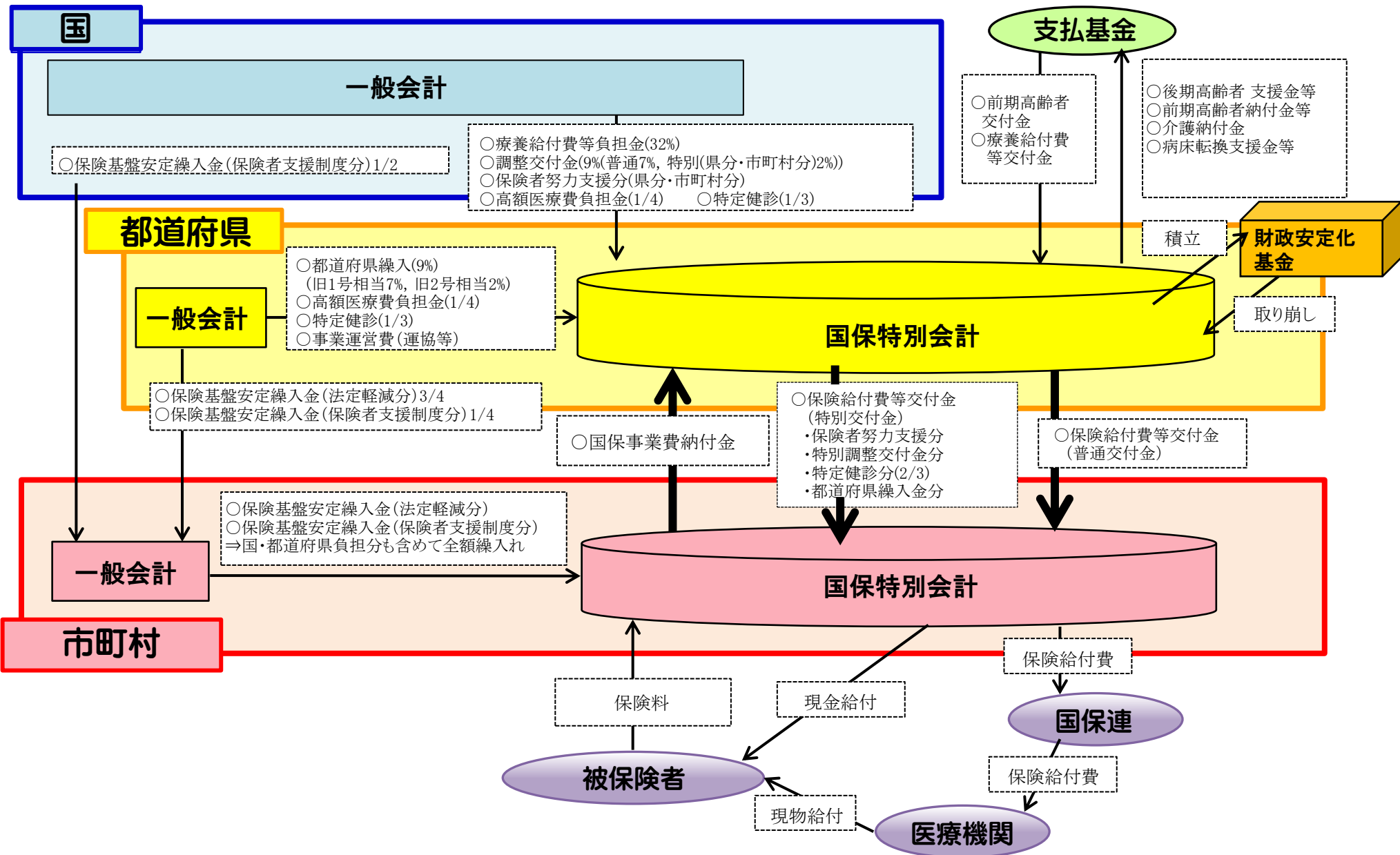
(単位:千円)

科目		決算額	当初予算額	予算-決算	対予算比 (%)	
保険給 付費等 交付金	普通交付金	193,246,173	210,065,834	△ 16,819,661	91.9	
	特別交付金	特別調整交付金	1,041,542	719,996	698,707	197.0
		都道府県繰入金	3,218,570	3,615,440	△ 396,870	89.0
		保険者努力支援制度交付金	1,154,220	1,154,220	△ 377,161	67.3
		特定健診等負担金	685,400	829,866	△ 144,466	82.5
	計	6,099,732	6,319,522	△ 219,790	96.5	
計		199,345,905	216,385,356	△ 17,039,451	92.1	
後期高齢者支援金等		41,164,473	41,297,621	△ 133,148	99.6	
前期高齢者納付金等		175,693	143,602	32,091	122.3	
介護納付金		15,331,685	15,362,524	△ 30,839	99.7	
病床転換支援金等		261	462	△ 201	56.4	
特別高額医療費共同事業事業費等拠出金		210,146	223,413	△ 13,267	94.0	
財政安定化基金支出金(貸付・交付金)		0	200	△ 200	0.0	
財政安定化基金積立金		750,655	783,584	△ 32,929	95.7	
保健事業費		13,601	0	13,601	0.0	
その他の支出		92,118	105,218	△ 13,100	87.5	
計		257,084,537	274,301,980	△ 17,217,443	93.7	

歳入合計A	271,172,124
歳出合計B	257,084,537
翌年度への繰越(A-B)	14,087,587

(新 H30～)国保財政の基本的な枠組みについて

参考



茨城県国民健康保険運営方針に係る取組状況について

1 安定的な財政運営に関する事項

○ 市町村国保の財政収支状況

平成 30 年度における市町村国保の財政収支（速報値）は、収入総額が 3,103 億 9 千万円、支出総額は 3,069 億 2 千万円であり、前年度に比べて、収入で▲14.30%、支出で▲12.30%それぞれ減少している。

収入総額から支出総額を差し引いた形式収支は 34 億 7 千万円の黒字、前年度繰越金や基金等繰入・積立金等を除いた単年度収支は 62 億 2 千万円の赤字となっている。

【表 1 市町村国保の収支状況】

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30
収入総額	382,887,347	375,795,726	362,173,592	310,390,655
支出総額	374,162,398	364,145,334	349,971,184	306,914,857
形式収支	8,724,949	11,650,392	12,202,408	3,475,798
単年度収支	▲1,163,322	3,692,563	1,693,907	▲6,226,131

<参考> ・ 県国保特会収支 約 141 億

(うち国定率負担分の返還分約 35 億円あるため、実質約 106 億円の黒字)

○ 赤字補填目的の法定外繰入の状況

平成 30 年度の決算補填等目的の法定外繰入額（速報値）は、51 億 6 千万円で、25 市町村が繰入を実施している。

【表 2 決算補填等目的の法定外繰入額】

(単位：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30
決算補填等目的 の法定外繰入額 (市町村数)	6,163,732 (39)	7,396,978 (34)	6,615,438 (34)	2,830,733 (24)	5,164,213 (25)

○ 赤字削減・解消計画の策定 (18 市町村が策定)

・ 決算補填等目的の法定外繰入等（赤字）の計画的な削減・解消を図るため、今年度、赤字市町村において、赤字削減・解消計画を策定

2 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

○ 保険料（税）の調定額（現年度）の状況

平成 30 年度の被保険者 1 人あたり調定額（現年度）は 87,715 円となり、平成 29 年度と比べ、2,408 円増加した。市町村数では、37 市町村で増加し、7 市町村で減少となっている。

※上記は、40 歳～65 歳未満の方への介護分を含まない数字であり、介護分における平成 30 年度の 1 人あたり調定額（現年度）については、23,444 円である。

また、平成 30 年度の県内の最大保険料（税）額は 111,758 円、最小保険料（税）額は、69,845 円となり、平成 29 年度と比べてそれぞれ、3,975 円、620 円増加した。

【表 3 保険料（税）の調定額（現年度）の状況】 (単位：円)

	H29	H30	差
最大保険料（税）額	107,783	111,758	3,975
最小保険料（税）額	69,225	69,845	620
平均保険料（税）額	85,307	87,715	2,408

○ 保険料（税）収納率の状況

平成 30 年度の現年分保険料（税）収納率（速報値）については、92.20%で、平成 29 年度の 92.05%から、0.15 ポイント上昇した。

また、茨城県国民健康保険運営方針に定める目標収納率の達成状況については、平成 30 年度では 32 市町村（約 72%）が達成しており、平成 29 年度に比べ、3 市町村増加した。

【表 4 現年分収納率の状況】 (単位：%)

年度	本県	全国 順位	全国平均
30	92.20		
29	92.05	40	92.45
28	91.29	40	91.92
27	90.64	40	91.45

【表 5 目標収納率の達成状況】

保険者規模（一般被保険者数）	目標収納率	達成	未達成
1 万人以下	93%	10	4
1 万人～4 万人	92%	21	7
4 万人以上	91%	1	1
計		32	12

※達成・未達成は平成 30 年度収納率（速報値）による

○ 滞納世帯の状況

滞納世帯数については減少傾向にある。今後も、短期被保険者証又は、被保険者資格証明書を有効活用して、滞納被保険者との接触の機会の確保に努める。

【表 6 滞納世帯の状況】 (各年度 6 月 1 日現在 単位：世帯)

	H29	H30	R 元
国保世帯数	455,410	442,649	430,156
滞納世帯数	82,606	72,295	63,373
短期被保険者証交付世帯数	35,545	31,601	18,905
被保険者資格証明書交付世帯数	3,802	3,430	2,883

○ 収納対策強化への取組状況について

税事務研修会の開催

- ・平成 30 年 9 月 4 日 日立市，行方市による優良事例紹介
 - ・令和元年 9 月 10 日 取手市，ひたちなか市による優良事例紹介
- アドバイザー派遣事業の実施
- ・平成 30 年度 石岡市，筑西市，笠間市
 - ・令和元年度 かすみがうら市，境町

3 保険給付の適正な実施に関する事項

○ レセプト点検

平成 30 年度は、31 市町村が茨城県国民健康保険団体連合会にレセプトの 2 次点検を委託している。レセプト点検の財政効果は、平成 30 年度の県平均で、1 人当たりの財政効果額が 299 円となっている。

【表 5 レセプト点検の財政効果率及び財政効果額の推移】

	財政効果額 (円)		
	H28	H29	H30(速報値)
茨城県 (A)	296	321	299
全 国 (B)	465	499	-

診療報酬明細書の点検調査に係る集団指導の実施

- ・平成 30 年度 (10 月 31 日) 常陸大宮市による優良事例紹介
- ・令和元年度 (12 月 6 日) 鉾田市による優良事例紹介

- 柔道整復療養費に係る支給申請の県の患者調査・一括点検
 柔道整復療養費の一層の適正化を図るため、平成 30 年 8 月から、患者調査を含む 2 次点検について、全市町村から県が委託を受けて実施。なお、実施方法は、県が外部業者に委託することにより実施している。
 - ・点検実施件数 平均：14,888 件/月
 - ・患者調査件数 平均：1,015 件/月

- 資格・給付・第三者行為求償事務研修会の開催
 被保険者の資格管理の適正化や適正な保険給付及び医療費適正化対策として第三者行為求償事務に関する担当者研修会を令和元年 8 月 7 日に開催。

4 医療費の適正化の取組に関する事項

- 特定健康診査受診率等の状況
 平成 30 年度の特定健康診査の受診率（速報値）は 38.0%と、前年度に比べて 1.1 ポイント上昇し、平成 30 年度の特定保健指導の実施率（速報値）は 33.0%と、前年度に比べて 2.4 ポイント上昇している。

【表 6 特定健康診査・特定保健指導の受診率】 (単位：%)

	H28	H29	H30
特定健康診査受診率	36.4	36.9	38.0
特定保健指導実施率	30.1	30.6	33.0

<参考：全国> (単位：%)

		H28	H29
特定健康診 査受診率	市町村国保	36.6	37.2
	協会けんぽ	47.4	49.3
	健保組合	75.2	77.3
	全体	51.4	53.1
特定保健指 導実施率	市町村国保	24.7	25.6
	協会けんぽ	14.2	13.2
	健保組合	19.2	21.4
	全体	18.8	19.5

- 特定健康診査・特定保健指導研修（初任者向・経験者向）の開催
 - ・平成 30 年度 4 回開催（5 月 10 日、6 月 15 日、7 月 26 日、8 月 20 日）
 - ・令和元年度 4 回開催（5 月 30 日、6 月 13 日、7 月 16 日、7 月 30 日）

- 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ・取組状況調査 38 市町村実施
 - 医療機関への受診勧奨 平成 30 年度 38 市町村実施
 - 保健指導 平成 30 年度 22 市町村実施
 - ・研修会 2 回開催 (5 月 28 日, 2 月予定)

 - 重複・頻回受診者等への訪問指導
 - ・平成 30 年度 36 市町村実施
- ※ 重複受診者 (同一傷病について同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する者)
 抽出目安: 1 か月当たりレセプト枚数が 4 枚以上の者
 頻回受診者 (同一傷病について同一月内に同一診療科目を多数回受診した者)
 抽出目安: 1 か月当たりで 15 回以上の受診を行っている者 など
 (平成 10 年 8 月 5 日付保険発第 126 号「重複・頻回受診者に係る医療費適正化対策の推進について」より)

- 後発医薬品の使用割合の状況

平成 30 年度の後発医薬品の使用割合は数量ベースで 73.67%と、前年度に比べて 4.84 ポイント上昇している。差額通知については全市町村で実施しており、実施回数は平均 2.7 回になっている。

また、多くの市町村で後発医薬品の普及啓発として希望シール・希望カードや広報パンフレットの配布を実施している。

【表 7 後発医薬品の使用割合・差額通知の実施状況】

	H28	H29	H30
数量シェア (市町村)	65.36%	68.83%	73.67%
差額通知実施市町村数	44 市町村	44 市町村	44 市町村
差額通知実施平均回数	2.6 回	2.6 回	2.7 回

- 医療費通知の実施

医療費通知は全市町村が実施しており、そのうち減額査定についても併せて通知しているのは、38 市町村である。

【表 8 医療費通知・減額査定通知の実施状況】

	H28	H29	H30
医療費通知実施市町村数	44 市町村	44 市町村	44 市町村
減額査定通知実施市町村数	36 市町村	38 市町村	38 市町村

5 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

平成30年度より、県は市町村の事務の効率化・広域化等を推進するため、市町村から提案のあった事務について、事務の簡素化や被保険者の利便性の向上を図ることを目的に、標準化の検討・推進を行っている。

○ 事務の標準化の実施状況

【平成30年4月から標準化した事務】

- ・各種届出や被保険者証等の更新に係る取扱いについて統一的な基準を設定
- ・返戻被保険者証の取扱いに係る標準的な事務処理マニュアルを策定

【平成30年8月から標準化した事務】

- ・柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検について、県による一括点検及び患者調査を実施

【平成31年4月から標準化した事務】

- ・70歳以上の被保険者の高額療養費の支給申請手続の簡素化に係る標準的な事務処理マニュアルを策定
- ・第三者行為による傷病の疑いのある高額療養費の取扱いに係る標準的な事務処理マニュアルを策定

【令和2年4月から標準化する事務】

- ・第三者行為求償事務における様式の統一に係る標準的な事務処理マニュアルを策定
- ・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費支給申請書の内容点検について、県による一括点検及び患者調査を実施

○ 事務の標準化推進に向けた市町村との協議状況

市町村と国保連合会を構成員とする、市町村国保事務の標準化検討部会を設置し、事務の標準化に向けた協議を実施

- ・平成30年度 3回開催（8月24日、10月10日、2月21日）
- ・令和元年度 3回開催（8月26日、10月4日、2月予定）

6 市町村等との連携強化に関する事項

○ 市町村国保に対する実地での助言・指導の実施

市町村における国保事業の適正かつ安定的な運営の確保や、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進を図るため、助言・指導を実施

- ・平成30年度 23市町村に対して実施
- ・令和元年度 21市町村に対して実施

○ 研修会等による連携の強化等

市町村担当職員の資質向上を図るとともに、県と市町村の情報共有・共通認識の醸成を図るため、各種研修会・会議を実施

- ・課長会議 平成30年度（4月25日）
令和元年度（4月23日）
- ・新任者講習会 平成30年度（6月26・27日）
令和元年度（6月24・25日）
- ・連携会議 平成30年度 2回開催（7月3日，10月18日）
令和元年度 2回開催（7月18日，10月16日）

○ 県保険者協議会への参画

被用者保険も含めた各医療保険者との情報共有等を図るため、県保険者協議会に参画した。

また、令和元年度から、これまで国保連合会が単独で事務局を担っていたが、県と国保連合会が共同で事務局を担っている。

- ・平成30年度 2回（7月13日，3月22日）
- ・令和元年度 2回（7月13日，R2年1～2月予定）

国民健康保険における 外国人の資格管理について

< 適用の条件 >

- ①日本国内に住所を有する者は、国民健康保険の被保険者となる(国保法第5条)。
- ②ただし、他の医療保険(健康保険)に加入する者、生活保護受給者、短期在留外国人などは、適用除外となる(国保法第6条)。

< 国保適用のイメージ図 >

日本国内に住所を有する者(上記①)

国民健康保険適用対象者

適用除外(上記②)

- 他の健康保険の加入者
- 後期高齢者医療の被保険者
- 生活保護受給者
- 省令で定める者(国保則第1条)

G%o%・ ‡ ~\$ ¥ \ ÇH k ~H v è WHBHH H

G%o p6x ‡ ~\$ ¥ \ ÇH k ~H v2xHBHH H FpFÖFñ

FÂ \$ª% \$xFp* ...2ÃH%, ì&g ÆFp"l q . HB HH

FÂ ¥ \ Ç6x ‡ k ~ D ØFp P1ß*...FÃ

H ¥ \ Ç)/ñ ™FÜ P1ßF÷FÒG H 0{ œ% \$xFûG G k ~ ‡6ë

Fÿ q6xH °H

B H H H v • 6F÷FÒFóFöG 0{\$x2(q'¼FÛG H vG"2xFØFö ¥ •Fû k ~FéG Fø1 G G G G œFÿH \ , ú ã -7dFp/Ö -7d*...Fø
B H H p6x ‡ ~\$ ¥ \ ÇFÿH + , ö • Ž ' 2Fp4:#Ý P1ßFøFúG F¹H + ö 2"HH ²FpHH H
B H H 2 » ±+\$FÜFÒG FÛFèG ì&g"G FóFö G G FÒG G G FÂ \$ª k ~GaGDFÃFp*...G"FÔFÔH • \ÇFúFáG G FúG FúFÓ
8Ö/œ µFû ÖEG FúFÔ'¼Fp#. #äF÷ Ç4(\$x0b ...FÛG 1 G G G G ì&g ¥Fp"l q •FûFôFÔFöFÿH 4:#Ý7V ¥FøFÿFúG FúFÔF¹

